

伊達市監査委員告示第 2 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 4 項の規定により実施した令和 8 年度第 1 回定期監査の結果に関する報告を、同条第 9 項及び伊達市監査委員条例第 4 条の規定により次のとおり公表する。

令和 8 年 9 月 7 日

伊達市監査委員 笠 原 裕 二

伊達市監査委員 大 條 一 郎

令和 8 年 度

第1回定期監査結果報告書

伊達市監査委員

令和8年度第1回定期監査の結果に関する報告書

目 次

第1	監査の対象・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第2	監査の実施期間・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第3	監査の範囲・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第4	監査の方法・・・・・・・・・・・・・・・・	1～2
第5	監査の結果・・・・・・・・・・・・・・・・	2～4

第1 監査の対象

- 1 市民課
- 2 伊達総合支所
- 3 梁川総合支所
- 4 都市政策課
- 5 霊山総合支所
- 6 月舘総合支所
- 7 国保年金課
- 8 高齢福祉課
- 9 社会福祉課
- 10 健幸づくり課
- 11 農政課
- 12 農林整備課
- 13 商工観光課
- 14 建設課
- 15 維持管理課
- 16 保原総合支所

第2 監査の実施期間

令和8年6月29日から令和8年7月2日まで

第3 監査の範囲

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、監査の対象に掲載している部署を対象に、令和7年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、同条第1項により監査を実施した。

第4 監査の方法

監査対象の部署から、令和7年度事業内容の「事務事業総括表」を提出させ、その中から監査対象事項を抽出し、事業ごとに予算、関係法令等に基づき適正に執行されているかどうかを検証した。財務事務及び事業管理の双方において、合

規性、正確性の確認を行うとともに、効率的な事務執行と事業の有効性の観点から監査を実施した。

各部署共通事項としては、リスクマネジメント会議に報告のあった事案、並びに補助金及び交付金に着目し、業務改善状況や執行状況の説明を求めるとともに、一連の事務処理について点検を行った。

また、前年度の定期監査で指導事項があった部署に対して、措置状況について確認を行った。

これらの共通事項に加え、各事務事業管理について、①経済性の観点から「より少ない費用で実施できないか」を、②効率性の観点から「投入した費用や人員に対して、成果を得られているか」を、③有効性の観点から「目的を達成し、効果を上げているか」を基準に、事業の実施状況を検証した。

各対象事業の監査に当たっては、はじめに事業概要の説明を受け、事務事業評価表等を活用し、事業の有効性について確認した。

次に契約及び支出内容等にかかる一連の説明を受け、同じく事業の有効性について確認した。

なお、計数、財務事務手続き、文書管理状況等の合规性、正確性については事前提出資料により確認し、必要に応じ説明を求めた。

第5 監査の結果

○財務事務

前年度の定期監査における指導事項については、対象部署において適切な改善措置が講じられていることを確認した。

また、リスクマネジメント会議に報告のあった事案については、対象部署においてリスク事案の内容を精査したうえで適切な改善策が講じられており、監査時点において同様の事案が発生していないことを確認した。

その他、個々の事務手続きや伝票処理、関係書類の添付及び整理状態は、概ね

適正に処理されていた。

しかしながら、補助金等交付事業や契約事務において、以下の不適切な事例が見受けられた。

具体的には、補助金等交付事業において、補助金等の交付及び実績報告の審査主体である所管課が、交付先の任意団体の会計管理事務を代行していた事例や、補助金等交付先団体の事業実績額と比較して多額の繰越金が生じている事例が確認された。

また、契約事務においては、提出された見積書の日付誤りや、代理人による見積書提出の際に委任状が未提出であり、契約手続きの適正を欠く事例が確認された。

補助金等交付の公正な審査体制の確保や妥当性、並びに契約手続きの適法性の観点から問題である。

については、団体等に対する指導を徹底し、本市職員が会計実務を代行することなく、適正かつ公正な審査体制を構築するとともに、団体等の財務状況の把握に努められたい。

また、契約手続きの執行に当たっては、関係法令や規程等を遵守し、書類の審査及び確認を徹底されたい。

○事業管理

各事務事業の実施状況について、経済性・効率性・有効性の観点から検証を行った結果、概ね目的に沿った成果指標や目標値が設定され、各事務事業が実施されていることを確認した。

しかしながら、一部の事務事業計画においては、成果指標及び目標値の設定根拠が十分に整理されておらず、達成状況の分析や実施手段の最適化に資するものとなっていない事例が見受けられた。

具体的には、過去の実績を参考に目標設定が行われていたが、過年度から一貫して目標を達成しているにもかかわらず、達成状況や環境変化を踏まえた目標設定の検証・見直しを行った経過等が確認できなかった事例や、成果指標が気候等の外的要因に左右されやすく、事務事業の実施効果を適切に把握する指標として十分とはいえない事例も確認された。

このような状況は、各事務事業の経済性・効率性・有効性に関する事後的な検証を困難にってしまうおそれがあるため、成果指標及び目標値の設定に当たっては、客観的な根拠に基づき、事後的な検証が可能なものとされたい。

今回の定期監査では、故意又は重大な過失や著しく適正を欠く事務処理による指摘事項は確認されなかった。